

# 真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費等補助金

## 交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの購入費用等を補助することにより、各家庭における脱炭素化を促進するとともに、本市域における温室効果ガス排出量の削減を図るため、予算の範囲内において真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）  
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (2) 太陽光発電設備 蓄電池設備と常時接続し、太陽電池により太陽光を電気に変換する設備及びこれに附属する設備であって、住宅の家電製品に給電することを主な目的とするものをいう。
- (3) 蓄電池設備 太陽光発電設備と常時接続し、電力の充電及び給電ができる蓄電池及び電力変換装置により構成する設備をいう。

- (4) 電気自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (5) V2H 電気自動車等と住宅の間で充電及び給電をすることができる設備をいう。
- (6) 電気自動車等充電設備 電気自動車等に充電をすることができる設備及びV2Hをいう。
- (7) B E L S 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第33条の2第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に定められた第三者による評価を受けた建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (8) デコ活宣言 2050年カーボンニュートラル実現に向け、日常生活で二酸化炭素を減らす省エネ家電の導入、脱炭素な移動、環境に配慮した製品の選択など「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を実践することの宣言（環境省が推進する「デコ活宣言」に登録）をいう。

（対象製品及び品目）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1の左欄に掲げる区分ごとに同表右欄に掲げる要件に該当する事業とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付の申請日に市内に住所を有し、かつ、補助金の申請に係る住宅に自らが居住していること。

(2) 本人及び同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと。

(3) 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

(4) デコ活宣言を行ったこと

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費

のうち、次の各号に掲げる費用とする。

(1) ZEHの新築又は購入に要する費用

(2) 設置する設備の本体、部材及び架台の購入並びにその設置に係る費用

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に

定める額とする。

(1) ZEHの新築又は購入の場合 20万円

(2) 電気自動車等充給電設備の設置の場合 5万円

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請に係る住宅の位置図
  - (2) 申請に係る住宅の全景の写真
  - (3) 電気自動車等充電設備の設置に係る補助金の交付の申請をする場合は、太陽光発電設備及び蓄電池設備の配置図並びに設置状況が確認できる写真
  - (4) 余剰電力を電力会社に売電する場合は、電力会社と契約した電力の売買に係る契約書の写し
  - (5) 補助対象事業が完了した日が確認できる書類（工事請負者又は販売者が作成した書類にあっては、代表者印及び会社印が押印されたものに限る。）
  - (6) 補助対象事業に係る領収書の写しその他の申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し
  - (7) 別表2の左欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに同表右欄に掲げる書類
  - (9) デコ活宣言を行った旨がわかる書類
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 ZEHの新築又は購入に係る補助金の交付の申請をする場合は、同一の住宅に係る太陽光発電設備、蓄電池設備又は電気自動車の充給電設備の設置に係る補助金の交付の申請をすることはできない。
- 3 電気自動車等充給電設備の設置に係る補助金の交付の申請を行う場合は、当該補助対象事業が新規に行われたものでなければならない。
- 4 第1項の規定による申請は、補助対象事業が完了した日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、電気自動車等充電設備が設置されたZEHを購入する場合における当該電気自動車等充電設

備の設置に係る申請については、当該 ZEH を購入した日から起算して 1 年以内において行うことができる。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 9 条 前条に規定する交付決定通知書を受けた申請者(以下「補助金受給者」という。)は、真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費補助金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出し、市長は当該請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第 10 条 補助対象者は、第 6 条の規定による補助金の交付申請及び前条の規定による補助金の請求に係る事務手続(以下「事務手続」という。)を、対象機器を販売する者に委任状により代行させることができる。

2 前項の規定により事務手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、誠意を持って事務手続を行うものとし、事務手続の代行を通じて得た補助対象者に関する情報は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に従って慎重に取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により事務手続を行ったときは、当分の間、事務手続の代行を認めないことができるものとする。

する。

(財産処分の制限)

第11条 補助金受給者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、補助金の交付の対象となった ZEH 又は電気自動車等充電設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助金受給者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

2 補助金受給者は、前項に規定する命令を受けたときは、定められた期限内に補助金を市長に返納しなければならない。

(協力依頼)

第14条 市長は、補助金受給者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について調査等の協力を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助の要件
ZEH の新築又は購入	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 国が定めた ZEH の定量的要件を満たしている住宅であること。</p> <p>(2) 申請者が新築した住宅又は購入した住宅（新築であるものに限る。）であること。</p>
電気自動車等充電設備の設置	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 住宅に設置されたものであること。</p> <p>(2) V 2 H を設置する場合は、V 2 H 専用ブレーカーを設置していること。</p> <p>(3) V 2 H を除く電気自動車等充電設備を設置する場合は、分電盤に専用の分岐回路を設置していること及びテストボタンが付いた分岐回路用漏電ブレーカーを設置していること。</p> <p>(4) 新品であること。</p> <p>(5) 太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること。</p>

別表 2 (第 7 条関係)

補助対象事業	提出書類
ZEH の新築又は購入	<p>(1) B E L S 評価書の写し又は ZEH であることを証する書類の写し</p> <p>(2) ZEH の新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係る売買契約書の写し</p>
電気自動車等充電設備の設置	<p>(1) 電気自動車等充電設備の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し</p> <p>(2) 設置した電気自動車等充電設備の全景、製品名及び型番が確認できる写真</p> <p>(3) 電気自動車等充電設備を設置した位置が確認できる平面図又は立面図</p> <p>(4) 設置した電気自動車等充電設備のカタログの写し</p> <p>(5) 新品であることが確認できる書類</p>

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等購入費補助金交付申請書

真岡市長 様

申請者 住 所  
フリカ<sup>ナ</sup>  
氏 名  
電 話

真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等購入費補助金について、真岡市補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。また、この補助金に係る審査のため、私及び世帯員全員の市税等納付状況について、真岡市が調査確認することに同意します。

補助対象事業	<input type="checkbox"/> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築又は購入 (一律 200,000 円)	円
	<input type="checkbox"/> 電気自動車等充電設備の設置 (一律 50,000 円)	円
交 付 申 請 額	円	
工 事 完 了 日	年 月 日	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 住宅の全景の写真 <input type="checkbox"/> 補助対象事業が完了した日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 領収書の写し又は経費を支払ったことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> デコ活宣言を行った旨がわかる書類 <input type="checkbox"/> 要綱の別表第 2 の左欄に掲げる補助対象事業の区分ごとに同表右欄に掲げる書類	

様式第2号(第8条関係)

真岡市指令 第 号  
年 月 日

様

真岡市長

真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等購入費補助金交付決定書

年 月 日付けで申請がありました、真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等購入費補助金については、次のとおり決定しましたので、真岡市補助金等交付規則第5条の規定により通知します。

補助金決定額

円

様式第3号(第9条関係)

真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等購入費補助金交付請求書

金 円

年 月 日真岡市指令 第 号で交付決定の通知があった真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等購入費補助金について、次のとおり交付されるよう真岡市補助金等交付規則第12条の規定により請求します。

年 月 日

真岡市長 様

請求者 住所

氏名 ⑩

振込口座	金融機関名	銀行(農協) 店(所)
	預金種目	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	
添付書類	交付決定通知書の写し	